

事務連絡  
平成30年12月21日

各都道府県地方創生担当部局  
各都道府県市町村担当部局 御中  
各政令指定都市地方創生担当部局

2019年度地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定申請等及び  
2019年度地方大学・地域産業創生交付金に係る実施計画の提出等について  
【新規申請分】

内閣府地方創生推進事務局

平素より、地方創生の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方大学・地域産業創生交付金（以下「本交付金」という。）は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画（以下「計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金として、本日閣議決定された2019年度政府予算案において72.5億円（予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金（22.5億円）及び地方創生推進交付金活用分（50億円）の合計）を計上したところです。

については、2019年度の計画の認定申請及び本交付金の交付申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ確実な実施のため、下記の内容を御確認の上、

①計画の認定申請等

②本交付金に係る実施計画（以下「実施計画」という。）の提出等  
について、御対応いただきますようお願いします。

また、各都道府県市町村担当部局におかれましては、管内の市町村にも本件についてお知らせいただきますようお願いします。なお、本件について、市町村からの事前相談や申請等は、内閣府地方創生推進事務局（以下「事務局」という。）が直接受け付けることとしております（地方創生推進交付金等と異なり、都道府県を介していただく必要はありません）。ただし、都道府県及び市町村が同一の区域を含んだ各々の計画を別に策定する場合に必要な調整を行うため、当該市町村は計画の策定及び申請に当たり、当該都道府県と適宜情報の共有を図るなどして御対応いただきますようお願いします。

なお、国会における予算審議の動向等により、本事務連絡の内容に変更が生じる場合があります。ありうることに御留意ください。

## 記

### I. スケジュールについて

計画の認定及び本交付金の交付の決定までのスケジュールは、下表のとおりです（今後、変更する可能性もあります）。各プロセスの手續等に係る詳細は、Ⅲ以降を御参照ください。

	①計画の認定申請関係	②実施計画の提出関係
事前相談受付期間	<b>2018年12月21日（金）～2019年3月8日（金）</b> （面談での相談は、原則3月13日（水）までに実施。メールでの相談は、原則3月15日（金）までに回答。）	
計画の認定申請【①関係】及び実施計画の提出【②関係】受付期間	<b>3月25日（月）～3月29日（金）12時</b> ※申請・提出を検討されている場合、共有ストレージの準備等のため、必ず <b>3月22日（金）12時まで</b> に事務局までメールで御一報ください。	
審査期間 （評価委員会による評価を含む）	<b>4月上旬～7月下旬</b> （書面評価：4月上旬～5月上旬頃） （現地評価：5月中下旬頃～6月上旬頃） （面接評価：6月12日（水）～14日（金）午前）	
内示	<b>7月中旬頃</b>	
（条件付採択の場合）計画の変更に係る調整【①関係】及び（採択又は条件付採択の場合）本交付金の交付申請【②関係】受付期間	<b>7月下旬</b>	
計画認定及び交付決定	<b>8月上中旬頃</b>	

### II. 計画及び実施計画の作成について

#### ①計画の作成

法に基づく計画については、法、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（平成30年内閣府令第26号。以下「施行規則」という。）及び法第4条第1項の基本指針（平成30年6月1日内閣総理大臣決定）を踏まえ、法に基づき地方公共団体が組織する、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下「推進会議」という。）において計画の案を作成・協議した上で、当該地方公共団体において作成いただきますようお願いいたします。

#### ②実施計画の作成

実施計画については、地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成30年6月1日付け府地事第245号）及び2019年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて（平成30年12月21日内閣府地方創生推進事務局）のほか、別添関係資料を御確認の上、作成い

たきますようお願いいたします。

### Ⅲ. 事前相談について【①、②共通】

計画及び実施計画の事前相談受付期間は、2018年12月21日（金）から2019年3月8日（金）までとします。事前相談は、面談又はメールにより、以下の要領で実施します。受付期間以降に申し込まれたものについては、対応できませんので、お早めに御連絡ください。なお、面談、メールいずれも御相談の回数の制限はありません。

#### ○面談での事前相談について

- ・ 受付期間 : 2018年12月21日（金）～2019年3月8日（金）
- ・ 実施期間 : 2018年12月21日（金）～2019年3月13日（水）  
各10時～12時、13時～18時
- ・ 場所 : 中央合同庁舎8号館7階 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内  
（東京都千代田区永田町1-6-1）
- ・ 形式 : 個別面談形式（30分～1時間程度。関係資料を御持参ください。）
- ・ 申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、御来訪可能な時間帯、御連絡先及び御参加予定者を御登録ください（複数の時間帯を御登録ください。また、可能な限り大学や産業界の御担当者も御同席願います）。
- ・ 申込締切り : 御来訪希望日（最も早い日程）の3営業日前（申込を受け付け次第、随時、御来訪いただく日時を御連絡します）。ただし、先約で埋まっている場合は対応できません（メールでの対応となります）ので、お早めにお申込みください。
- ・ 備考 : 当事務局が委託する専門調査機関（以下「調査機関」という。）の担当者が同席する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### ○メールでの事前相談について

- ・ 受付期間 : 2018年12月21日（金）～2019年3月8日（金）
- ・ 回答期間 : 原則として、3月15日（金）までに随時回答します。
- ・ 申込方法 : 下記問合せ先のメールアドレスに、具体の相談・質問事項をお送りください（可能な限り、関係資料を添付ください）。
- ・ 備考 : 回答等に当たり、調査機関へ資料等を提供する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、個別の計画等の審査は、審査期間において、有識者で構成される「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）による複層的な評価を踏まえ実施しますので、事前相談において、採択の可否についてお答えすることはできません。あくまで制度に関する御質問への回答や、御検討内容に関する助言等をお伝えする場としてお考えください。

#### IV. 計画の認定申請及び実施計画の提出について

計画及び実施計画については、いずれも **2019年3月25日(月)から3月29日(金)12時までに申請及び提出を受け付けます。**

期限後に申請等された場合には一切受け付けることができませんので御留意ください。また、申請等いただいた資料について、様式の不足や、記載の誤りや漏れ等があった場合、期限前であれば、内容の差し替えを受け付けることができますが、期限後に判明したものについては、差し替えを受け付けることはできず、期限内に提出された資料を基に審査を行います。従って、申請等を行う資料については事前に良く精査いただいた上で、可能な限り早く申請等いただきますようお願いいたします。

#### ○申請等資料について

計画及び実施計画のそれぞれにつき、以下の資料を提出してください。事務局からの依頼の無い限り、その他の資料については添付しないようお願いいたします。

##### ①計画の認定申請関係

1. 認定申請書(鑑)【施行規則別記様式第1】
2. 計画本文【施行規則別記様式第1】
3. 添付書類の一覧(目次)
4. 区域の図面
5. 工程表及びその内容を説明した文書
6. 地方版総合戦略の該当箇所抜粋
7. 推進会議の規約及び当該会議における協議の概要

##### ②実施計画の提出関係

1. 実施計画【別紙1-1】
2. 概要説明資料【別紙2】
3. 添付書類の一覧(目次)
4. 実施計画別添様式【別紙1-2】
  - 様式1-1、1-2、1-3 大学概要(大学別に作成)
  - 様式2-1、2-2 事業者等概要(事業者等別に作成)
  - 様式3 事業責任者略歴等
  - 様式4 中心研究者略歴等(中心研究者毎に作成)
  - 様式5 招へいするトップレベル人材略歴等(トップレベル人材毎に作成)
  - 様式6-1 地方公共団体の負担見込み
  - 様式6-2 大学の自主財源による執行見込み
  - 様式6-3 事業者等の負担見込み
  - 様式7-1 特許・ライセンス契約リスト
  - 様式7-2 共同研究契約リスト
  - 様式8 既存の補助金等の申請・採択実績(2014年度～)
  - 様式9 実施計画整備対象施設の施設整備計画(整備対象施設毎に作成)

様式 10 160 万円を超える設備・研究機器等の一覧

様式 11 各事業詳細（年度毎、事業毎に作成）

5. その他添付資料

- 1) 当該地域の現状分析にかかるバックデータをまとめた資料
- 2) 推進会議の規約及び当該会議における協議の概要（※①と共通）
- 3) 推進会議に参画する、高等専門学校・専門学校、金融機関、その他機関の概要（機関毎に作成）
- 4) 招へいするトップレベル人材の内諾を証明できる資料

6. 事前チェックシート【別紙3】

○申請等方法について

計画及び実施計画等の申請等は、内閣府の共有ストレージへの電子ファイルのアップロードによる受付のみとさせていただきます。ただし、上記①1. 認定申請書（鑑）については、スキャナー等で電子化したファイルを他のファイルとともにアップロードいただくとともに、原本を事務局まで郵送にて別途提出してください（認定申請書（鑑）は、申請受付期間内に作成いただき、アップロードしていただく必要がありますが、申請受付期間内の事務局必着とはいたしません）。

申請等の御検討をされている地方公共団体におかれましては、共有ストレージの準備等のため、必ず3月22日（金）12時までに、計画等を提出する予定である旨、事務局までメールで御一報ください（その時点までに資料を御用意いただく必要はありません）。なお、システム上、共有ストレージを利用できない可能性がある場合は、上記期限にかかわらずお早目に御相談ください。

〔メール送付先〕

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

[sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp](mailto:sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp)

〔アップロードの手順〕

内閣府におけるシステムの変更が予定されているため、共有ストレージへのアップロードの手順等の詳細については、計画等を提出する予定である旨御一報いただいた地方公共団体へ追って御連絡します。

〔ファイル名〕

申請等に当たっては、全ての提出資料を PDF 形式にした上で、「①計画の認定申請関係」資料と「②実施計画の提出関係」資料でそれぞれ1つの ZIP ファイルにまとめてアップロードしてください。

ZIP ファイルにまとめる個々の PDF ファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+\_（半角アンダーバー）+地方公共団体名+\_（半角アンダーバー）+大学」とし、ファイル名の最後に「（申請等書類の名称）」としてください。

(例) ZIP ファイル名 : 「01000\_北海道\_大学 (①計画の認定申請関係) .zip」

ZIP ファイル名 : 「01000\_北海道\_大学 (②実施計画の提出関係) .zip」

PDF ファイル名 : 「01000\_北海道\_大学 (認定申請書 (鑑) ) .pdf」

PDF ファイル名 : 「01000\_北海道\_大学 (実施計画) .pdf」

PDF ファイル名 : 「01000\_北海道\_大学 (様式 1 (〇〇大学) ) .pdf」

PDF ファイル名 : 「01000\_北海道\_大学 (様式 5 (〇〇教授) ) .pdf」

PDF ファイル名 : 「01000\_北海道\_大学 ( 2 ) 推進会議規約・協議概要) .pdf」

PDF ファイル名 : 「01000\_北海道\_大学 (事前チェックシート) .pdf」 など

〔認定申請書 (鑑) の郵送先〕

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内

地方大学・地域産業創生交付金担当

#### **V. 審査について** 【①、②共通】

内閣総理大臣は、計画の認定等を公平かつ適正に行うため、評価委員会による評価を踏まえ、関係大臣との協議を経て、計画を認定し、本交付金の交付決定を行うこととしています。

評価委員会においては、書面評価、現地評価（サイトビジット）、面接評価（プレゼンテーション）などを行い、複層的な評価を実施します。なお、評価委員会における評価に先立ち、調査機関において、各地域の申請内容等に関して、専門的観点からの調査を実施することとしています。当該調査機関は、各地域の自己分析の妥当性や KPI の実現可能性等に関する所見を作成し、これを評価委員会における評価の補助資料とする予定です。

#### ○書面評価について

4月上旬～5月上旬頃に実施する予定です。申請内容等について、評価委員会の委員による書面評価を行います。申請多数の場合は、書面評価の結果を踏まえ、現地・面接評価を行うものの数を限定する場合があります。

#### ○現地評価について

書面評価の実施後、**5月中下旬頃～6月上旬頃において、各地域半日程度の日程で現地評価を実施する予定**です。現地評価は、有識者委員が、各申請地域の関係施設等を訪問して行います（事務局及び調査機関の担当者等も随行します）。日程調整及び現地評価の進め方の詳細については、追って対象となる地方公共団体にお知らせします。

現地評価においては、事業責任者や中心研究者等を中心に御対応いただきますようお願いいたします。なお、後述の面接評価において、議会対応等の特段の事情により、首長が御対応できない場合は、原則として、現地評価において首長に御対応いただきますようお願いいたします。

## ○面接評価について

現地評価の実施後、**6月12日（水）～14日（金）午前において、各地域1時間程度、面接評価を実施する予定**です。面接評価は、東京都千代田区周辺において、評価委員会が実施します（事務局及び調査機関の担当者等も同席します）。日程調整及び面接評価の進め方の詳細については、追って対象となる地方公共団体にお知らせします。

評価のポイントである首長のリーダーシップや事業責任者の適切な関与等を確認するため、原則として、面接評価は首長及び事業責任者、中心研究者等に御対応いただきますようお願いいたします。首長が議会对応等の特段の事情により面接評価に御対応できない場合は、代理者により御対応いただくことも可能としますが、その場合は、原則として、現地評価において首長に御対応いただきますようお願いいたします。

※審査の過程において、必要に応じて、事務局又は調査機関から、追加の資料の御提出等をお願いする場合がありますので、可能な限り御対応いただきますようお願いいたします。

※評価委員会は毎年度設置することとしており、外部からの働きかけを防ぎ、公平・公正な立場から評価いただくため、2019年度の内示までは委員名を非公表とする予定です。内示後、委員名を公表します。なお、委員名を非公表としている間に、現地評価（サイトビジット）や面接評価（プレゼンテーション）等を通じ、申請団体又はその関係者が何らかの形で個別の委員名を知ることとなった場合においても、委員への働きかけはお控えください。

## Ⅵ. 計画の認定及び本交付金の交付決定について【①、②共通】

**計画認定及び交付決定は、8月上中旬頃の予定です。**交付決定の内示は、7月中旬頃となる予定です。内示後の、計画の変更（条件付採択の場合）及び本交付金の交付申請（採択又は条件付採択の場合）等に係る手続の詳細については、追って対象となる地方公共団体にお知らせします。

## Ⅶ. その他

### <様式等一覧>

- |       |                                     |            |
|-------|-------------------------------------|------------|
| 別紙1-1 | 2019年度地方大学・地域産業創生交付金実施計画（新規申請用）     | 本体         |
| 別紙1-2 | 同                                   | 様式1～11（一式） |
| 別紙1-3 | 同                                   | 記載要領       |
| 別紙2   | 概要説明様式（新規申請用）                       |            |
| 別紙3   | 地方大学・地域産業創生交付金実施計画等事前チェックシート（新規申請用） |            |

### <関係資料一覧>

- |     |  |
|-----|--|
| 別添1 | 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則 |
|-----|--|

- 別添 2 : 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針
- 別添 3 : 地方大学・地域産業創生交付金制度要綱
- 別添 4-1 : 地方大学・地域産業創生交付金交付要綱
- 別添 4-2 : 同 別記様式
- 別添 4-3 : 同 別紙様式
- 別添 5 : 2019 年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて
- 別添 6 : 2019 年度地方大学・地域産業創生交付金の評価基準
- 別添 7 : 2019 年度地方大学・地域産業創生交付金に関する Q & A
- 別添 8 : 研究活動における不正行為への対応指針
- 参考 1 : 地方大学・地域産業創生交付金事業の概要
- 参考 2 : 平成 30 年度地方大学・地域産業創生交付金の評価について（評価委員会座長総括的所見）

<問い合わせ先>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

メール : [sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp](mailto:sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp)

電話 : 03-6257-1405

担当 : 渡部、鈴木、新、宍戸

※本件に関する問合せや、事前相談の申込み等については、情報、回答の統一的整理のため、原則として、メールで御連絡いただきますようお願いいたします。

※メールを受信した旨は、原則として、翌営業日までにお知らせします。翌営業日までに受信の連絡が無い場合は、必ず事務局に御確認ください。

平成 30 年 12 月 21 日  
内閣府地方創生推進事務局

## 2019 年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いについて

地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成 30 年 6 月 1 日付け府地事第 245 号）第 14 の規定に基づき、2019 年度における地方大学・地域産業創生交付金の取扱いを、以下のとおり定める。

なお、今後、国会における予算審議の動向等により、本取扱いの内容に変更が生じる場合がありうることに留意願いたい。

また、下線部は前回（2018 年 6 月 1 日発出）からの主な変更点である。

### 本取扱いにおける用語の定義

用語	定義
法	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）
基本指針	法第 4 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定める、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針（平成 30 年 6 月 1 日内閣総理大臣決定）
計画	法第 5 条第 1 項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画
認定計画	法第 5 条第 6 項により内閣総理大臣の認定を受けた計画（変更の認定があったときは変更後のもの）
推進会議	法第 10 条第 1 項に基づき地方公共団体が組織する、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議
地方大学・地域産業創生交付金 （本取扱いでは「本交付金」という）	法第 5 条の規定により地方公共団体が作成した計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第 11 条の規定により国が交付する交付金（ <u>2019 年度予算概算決定額 72.5 億円</u> ）。予算科目における地方大学・地域産業創生交付金（ <u>2019 年度予算概算決定額 22.5 億円</u> ）及び地方創生推進交付金（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条のまち・ひと・しごと創生交付金を除く。 <u>2019 年度予算概算決定額 50 億円</u> ）をいう。

### I. 基本的な考え方

1. 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要。このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、

地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、本交付金により重点的に支援する。

2. 本交付金により、地域の産業振興、専門人材育成等の取組を推進し、地域の生産性の向上、若者の定着を促進するとともに、国内外のトップレベル人材の招へい等を通じて特定分野においてグローバルな競争力を有し、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進め、学生の地方大学への進学を通じて、東京一極集中の是正を目指す。
3. 本交付金は、法第 11 条に基づく法律補助の交付金であり、認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第 5 条第 6 項により認定を受けた地方公共団体へ交付するものである。地方公共団体は、基本指針に基づき定める計画の案の作成及び認定計画の実施に関し必要な事項等について協議するため、大学及び事業者等と共同し、首長を主宰者とする推進会議を組織する。また、地方公共団体は、推進会議が作成した計画の案に基づき、計画を策定し、内閣総理大臣へ計画の認定の申請及び交付金の交付の申請を行う。内閣総理大臣は、計画の認定等を公平かつ適正に行うため、有識者で構成される「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）による評価を踏まえ、関係大臣との協議を経て、計画を認定し、交付金の交付決定を行う。
4. 地域における若者の修学及び就業を持続可能な形で促進していくためには、将来的には、国の支援に依存することなく、地域における取組が自走していくことが必要である。また、地域における取組が将来的に自走していくためには、中核的産業の振興がとりわけ重要であり、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」においても、産業の拡大や生産性向上などを図るためには一定期間を要することから、5～10 年間の中長期的な支援が必要との報告が取りまとめられたところである。これを踏まえ、本交付金においては、計画期間についておおむね 10 年程度を目安とし、計画期間の前半（原則 5 年間）は、計画の立ち上げに際して事業の推進を集中的に支援する観点から国が支援することとし、計画期間の後半は、産業の発展や専門人材の活躍が一定程度見込まれることから、参画主体や地域の金融機関が資金や人材等の資源を拠出し合う仕組みとする。
5. 地方公共団体は、計画に関連し、具体的な重要業績評価指標（以下「KPI」という。）を適切に設定し、PDCA サイクルを整備することとする。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果を国へ報告する。併せて、評価委員会においても、地方公共団体等が設定した KPI を毎年度評価し、PDCA サイクルを実践する。

## II. 予算額

- ・概算決定額 : 72.5 億円 (予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金 22.5 億円及び地方創生推進交付金活用分 50 億円)
- ・交付率 : 1/2、2/3、3/4 (後掲)
- ・国費上限額 : 1 件、1 年間あたり 7 億円を目安とする (後掲の「基盤構築分」上限目安額 2 億円と「プロジェクト実施分」標準額 5 億円の合計)
- ・新規採択予定件数 : 2018 年度新規採択件数 (7 件) と同程度 (予算積算上の目安)
- ・支援期間 : 原則 5 年間
- ・その他 : 地方負担分については、地方財政措置を講じる (後掲)。また、本交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分 (国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの 25 億円分) を交付する (後掲)。

## III. 支援対象等

### 1. 対象経費及び交付率について

本交付金は、以下の (1) 及び (2) を一体的に執行するものである (本交付金の申請に当たっては、計画に位置づけられた事業毎に、以下のどの区分に該当するかを含めて申請すること。 )。

(1) 基盤構築分 (1 件あたり国費上限目安額 2 億円。予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金)

計画推進、推進会議運営、大学改革関係等の取組を支援。対象経費や交付率は下表のとおり。

対象経費 ※1, 2	交付率 ※6
①計画推進 (計画を踏まえたアクションプラン等の策定及び計画の検証・見直しのための調査費等)、推進会議運営 (事業責任者人件費、事務局運営費等) 及び産官学連携構築 (産官学連携コーディネーター人件費等)	1/2
②大学改革関係 (魅力ある大学組織改革 ※3につながる海外・国内からのトップレベル人材 ※4の招へい・研究環境整備等)	2/3 (③に該当しない場合) 又は
③先導的研究基盤 ※5の活用に向けた環境整備等	3/4 (③に該当する場合)

(2) プロジェクト実施分 (1 件あたり国費標準額 5 億円。地方創生推進交付金活用分) 産官学連携による地方の自主的・自立的な中核的産業振興・専門人材育成等の取組を

支援。対象経費や交付率は下表のとおり。

対象経費 ※1, 2	交付率 ※6
①産官学連携事業 (スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営等)	1 / 2
②大学組織改革による質の高い教育の提供、リスクの高い先端研究等	2 / 3
③先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等	3 / 4

※1：以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・人件費（地方公共団体の職員の人件費）  
地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。
- ・職員旅費（海外との連携構築に係る旅費やトップセールスに伴う随行旅費は除く）
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ・国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費 等

※2：施設整備や 160万円を超える設備・研究機器等の購入については、KPIの達成への寄与が見込まれるものを対象として認める。なお、160万円を超える設備・研究機器等については、申請に先立ち、複数社からの見積り取得や、推進会議の参画機関間における機器の共用の可能性について確認を行うとともに、購入に際しては、各機関における通例の少額随意契約の基準額によらず、原則として入札を行うこととする。

※3：大学の統合再編、学部・学科・研究科・専攻・研究所等の再編、国際共同学位プログラムの創設等。特定分野においてグローバルな競争力を有し、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」に資するもの。

※4：各分野において、おおむね世界トップ10%以内又は国内トップ1%以内相当と認められる人材。

(参照指標の例：論文引用度、外部資金獲得実績、受賞歴、(海外人材の場合)所属機関の世界大学ランキング等)

※5：共用可能な大容量情報ネットワークや大型研究施設、共用プラットフォーム等。

(例：学術情報ネットワーク(SINET)、大型放射光施設(SPring-8)、X線自由電子

レーザー施設（SACLA）、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）、大強度陽子加速器施設（J-PARC）、ナノテクノロジープラットフォーム、NMR 共用プラットフォーム等）

※6：評価委員会においては、各事業への交付率の適用の妥当性についても評価を行うこととし、評価結果によっては、申請時よりも低い交付率の区分で認定することもありうる。

## 2. 推進会議について

計画の案の作成及び認定計画の実施に関し必要な事項等について協議するため、地方公共団体は、大学及び事業者等と共同し、推進会議を組織する。推進会議は、首長を主宰者とし、また首長を補佐する事業責任者（例：経済団体幹部、国立大学の学長選考会議議長や経営協議会学外委員、私立大学を設置する学校法人の理事や評議員等の経験のある企業経営経験者等）を置くことにより、計画期間を通じ、産官学の緊密な連携による円滑かつ確実な事業の実施を図ることとする。産官学の各主体にかかる要件等については、以下のとおりとする。

### （1）地方公共団体について

・都道府県及び政令指定都市等の地方公共団体（市町村等を含む）とする。

ただし、本交付金の支援対象経費等を踏まえれば、地域において産業や大学等の一定の集積があることが望ましい。

また、本交付金は、地方圏における若者の修学及び就業の促進を目的とするものであるため、計画の認定においては、地方への新しい人の流れづくりによる東京一極集中の是正への寄与についても評価項目とする。

なお、計画の区域は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成 30 年政令第 177 号）で定める特定地域（東京 23 区）の外に定めなければならない。

### （2）大学等について

・大学については、一定の質を担保するため、以下の要件 ※<sup>7</sup> を満たすものとする。

✓学生募集停止中でないこと

✓本交付金の申請の前年度のいずれかの時点において、収容定員充足率が 85%以上であること（大学（短期大学を除く）においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学については、学校全体の収容定員充足率とする）

✓「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本交付金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと

✓設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと

✓学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項の規定に基づき文部科学大

臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと

- ✓大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号の要件を満たしている大学であって、第 2 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと
- ・地方大学に加え、東京圏の大学等知見を有する遠隔地の大学等も参画可能とする。
- ・必要に応じ、大学以外の高等教育機関である高等専門学校や専門学校等も参画可能とする。

※7：「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）を受け、今後定められる、高等教育無償化の支援措置の対象となる大学等の要件等を踏まえ、更に要件を追加する場合もありうる。

### （3）事業者等について

地元の経済団体や金融機関、計画における中核的産業に関連した企業群や個別企業等の参画を想定している。

## 3. KPI の設定及び PDCA サイクルの整備について

本交付金は、地方圏における若者の修学及び就業の促進を通じて、東京一極集中の是正を目指すものであることから、以下の 4 つの KPI を必須としつつ、関連する産業分野の選択や、各 KPI の数値の設定、追加的な KPI の設定等については、地域の自主性及び自立性に委ねることとする。ただし、現状の単なる延長線上のものを定めるのではなく、各地域の産業、大学、雇用等の強みや課題の把握及び分析（以下「地域の見える化」という。）等を踏まえ、中長期的な地域の将来像を描き、それを実現するため、計画期間において地域の産官学の各主体が総力を挙げ、一丸となって達成を目指すようなものであることが望ましい。なお、計画期間における計画の進展を正確に把握するため、計画の成果が把握可能な指標を設定するとともに、現状値として、2017 年度以降の統計を利用（2017 年度以降の統計が未集計の場合は推計値を使用）するよう努めること。

（必須とする KPI）

- ①計画に関連する産業の生産額等の増加額
- ②計画に関連する産業の雇用者数の増加数
- ③計画における専門人材育成プログラム受講生の地元就職又は起業数
- ④計画に関連する大学組織改革の実現

（任意の KPI の例）

- ・計画に関連する産業の労働生産性の上昇率
- ・計画における専門人材育成プログラムへの地元進学率
- ・計画に関連する分野の世界大学ランキングにおける順位上昇数 等

また、KPI の検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）を外部有識者や議会の関与等がある形で整備するとともに、効果検証と事業の見直しの結果を国に報告すること。なお、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPI の達成状況等の検証結果を踏まえたものとする。

#### 4. 計画認定及び交付決定について

##### （1）実施計画の記載内容について

本交付金の交付の申請に当たり、地方公共団体は、計画の認定の申請のほか、計画に基づく事業に関する実施計画を提出する。実施計画の記載内容は主に次のとおりであり、このほか、大学、事業者等の概要、事業責任者、中心研究者、招へいするトップレベル人材の略歴等を添付して提出する。

（実施計画の主な記載内容）

- ①申請団体情報
- ②計画概要（計画の概念図等を含む）
  - ・計画の分野、名称、区域、期間、本交付金による支援期間
  - ・地域として目指す中長期的な将来像
  - ・将来像の実現に向けた目標
  - ・当該地域の現状（強みや課題）のポイント
- ③推進体制（推進会議）
  - ・会議の名称、設置日、主宰者名、事業責任者名、構成員
  - ・会議の体制
  - ・会議構成員の必要十分性
- ④目標
  - ・計画における KPI
  - ・地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標と数値目標
- ⑤事業費（各年度の交付対象事業費、交付申請額、地域の産官学の負担分等）
- ⑥事業内容
  - ・計画に位置付けられる事業一覧と全体スケジュール
  - ・支援期間における各年度の事業内容
  - ・支援期間終了後の事業内容
  - ・支援期間終了後に自走するための資金確保の見通し
- ⑦キラリと光る地方大学づくり

- ・ 組織改革に取り組む大学名、実施スケジュール
  - ・ 組織改革の内容
  - ・ 組織改革の内容が「キラリと光る地方大学づくり」に寄与する理由
  - ・ 組織改革を進める体制
- ⑧認定基準に該当する理由
- ⑨計画の効果検証及び見直しの方法、時期及び体制
- ⑩その他
- ・ 計画の議会への説明状況（議会において、計画の内容（資金計画含む）の審議等を行っている（行う予定である）ことが必要）
  - ・ 予算計上の予定
  - ・ 国の補助金等と重複した申請の有無（該当「無」であることが必要）
  - ・ 研究不正が認定され、研究資金への申請制限などの措置対象となっている研究者の有無（該当「無」であることが必要）
  - ・ 申請団体の社会増減の状況

## （２）認定スキーム等

内閣総理大臣は、計画の認定等を公平かつ適正に行うため、評価委員会による評価を踏まえ、関係大臣との協議を経て、計画を認定し、交付金の交付決定を行う。

評価委員会においては、書面評価、現地評価（サイトビジット）、面接評価（プレゼンテーション）を実施する。申請多数の場合は、現地・面接評価を行うものの数を限定することもあり得る。

なお、評価委員会における評価に先立ち、内閣府地方創生推進事務局が委託する専門調査機関において、各地域の申請内容に関して、専門的観点からの調査を実施することとしている。当該調査機関は、各地域の自己分析の妥当性や KPI の実現可能性等に関する所見を作成し、これを評価委員会における評価の補助資料とする予定である。

## （３）計画の認定基準

計画の認定にかかる具体的な基準は、以下の①～⑩とする。

### ① 自立性（自走性）

- ✓ 計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること。
- ✓ 計画期間のうち、交付金による支援に頼らずに地域において自走する期間における産官学の費用分担が明確で現実的であること。

### ② 地域の優位性

- ✓ 「地域の見える化」の内容が妥当であること。
- ✓ 上記に基づき設定した産業分野や計画に他地域と比較して優位性があること。

③ KPI の妥当性及び実現可能性

- ✓産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に係る KPI を適切に設定していること。
- ✓地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。
- ✓KPI の検証と事業の見直しのための仕組みが整備されていること。

④ 地域全体への波及性及び大規模性

- ✓計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。

⑤ 事業の先進性

- ✓産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に関する先進的な計画となっていること。

⑥ 産業振興及び専門人材育成の一体性

- ✓産業振興及び専門人材育成に関する各事業が相互に緊密な連関を有していること。

⑦ 産官学連携の実効性

- ✓計画の円滑かつ確実な実行に必要な産官学の各主体の参画を得ていること。
- ✓各事業における産官学の各主体の役割分担が明確であること。
- ✓首長がリーダーシップを発揮し、産学の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
- ✓事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画に適切に関与していること。
- ✓推進会議に参画する大学が産業振興、専門人材育成及び大学組織改革を効果的かつ効率的に行う基盤を有していること。

⑧ 大学組織改革の実現可能性及び実効性

- ✓国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」が期待できること。

#### ⑨ 事業経費の効率的な運用

- ✓計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること(再掲)。
- ✓事業内容に応じ、共用可能な研究施設又は設備等が活用されていること。

#### ⑩ 実施スケジュールの妥当性

- ✓計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。

また、評価委員会における評価のポイントとして、「平成30年度地方大学・地域産業創生交付金の評価について(総括的所見)」(平成30年10月19日 地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会座長)もあわせて参考にされたい。

### 5. 地方負担に対する地方財政措置

- (1) 本交付金の地方負担に対する地方財政措置について、(2)に係るものを除き、特別交付税による措置を講じる予定としている。
- (2) また、施設整備等事業については、一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%を予定している。

## IV. 留意事項

### 1. 地域再生計画との関係

本交付金において一体的に執行する、予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金と地方創生推進交付金活用分については、法に基づく計画の策定が必要であるが、地域再生法に基づく地域再生計画の策定は不要とする。

### 2. 本交付金と文部科学省計上分との連動について

本交付金の対象となる大学において、学長等のリーダーシップの下で実施する、地域における大学振興・若者雇用創出事業の取組を含め、地方公共団体や民間企業等と連携しつつ、当該取組を行う大学の必要な経費として、文部科学省計上分(国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分)を交付する。

具体的には、2018年度の計画認定により本交付金の対象となった各国立大学に対しては、国立大学法人運営費交付金における「3つの重点支援の枠組み」において評価し、本交付金との連動額を明示して国立大学法人運営費交付金を配分する。また、2019年

度の新規の申請により本交付金の活用を予定している各国立大学におかれては、本交付金の申請に当たり、地域における大学振興・若者雇用創出事業の執行に必要な経費として、2019年度においては、本交付金より先に交付決定が見込まれる国立大学法人運営費交付金から所要額を予め確保し、本交付金の交付決定後、当該所要額を本交付金と連動して執行いただきたい。なお、当該所要額について、2019年度においては、国立大学法人運営費交付金から追加の配分があるものではないことに留意いただきたい。

また、本交付金の対象となる各私立大学については、2019年度私立大学等改革総合支援事業への選定後、私立大学等経常費補助金を上乗せして補助することを予定している。

### 3. 本交付金の適正な執行

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないように、間接補助事業者分も含め適正な執行及び執行管理に努める必要がある。

### 4. 研究活動の不正行為への対応について

本交付金を活用して行われる研究活動における不正行為を未然に防ぐため、地方公共団体及び地方公共団体から補助や委託等により本交付金の配分を受けて研究を行う研究機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成30年6月1日内閣府地方創生推進事務局長決定）」を踏まえ、適切に対応すること。

### 5. スケジュール

スケジュール（新規採択）については、以下のとおり予定している。

- ・ 公募関係資料の公表 2018年12月21日（金）
- ・ 事前相談受付期間 2018年12月21日（金）～2019年3月8日（金）  
（メールでの相談回答は、原則として3月15日（金）までに随時行う予定）
- ・ 申請受付・提出期間 2019年3月25日（月）～2019年3月29日（金）12時
- ・ 計画認定・交付決定 2019年8月上中旬頃

<問合せ先>

内閣府地方創生推進事務局 地方大学・地域産業創生交付金担当

電話：03-6257-1405

メール：[sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp](mailto:sosei-daigaku.t3a@cao.go.jp)

※本件に関する問合せや、事前相談の申込み等については、情報、回答の統一的整理のため、原則として、メールで御連絡いただきますようお願いいたします。

2019年度地方大学・地域産業創生交付金の評価基準

1. 評価基準		評価					評価のポイント
①	自立性（自走性）	S	A	B	C	D	✓計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること。 ✓計画期間のうち、交付金による支援に頼らずに地域において自走する期間における産官学の費用分担が明確で現実的であること。
②	地域の優位性	S	A	B	C	D	✓「地域の見える化」の内容が妥当であること。 ✓上記に基づき設定した産業分野や計画に他地域と比較して優位性があること。
③	KPIの妥当性及び実現可能性	S	A	B	C	D	✓産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に係るKPIを適切に設定していること。 ✓地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。 ✓KPIの検証と事業の見直しのための仕組みが整備されていること。
④	地域全体への波及性及び大規模性	S	A	B	C	D	✓計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。
⑤	事業の先進性	S	A	B	C	D	✓産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に関する先進的な計画となっていること。
⑥	産業振興及び専門人材育成の一体性	S	A	B	C	D	✓産業振興及び専門人材育成に関する各事業が相互に緊密な連関を有していること。
⑦	産官学連携の実効性	S	A	B	C	D	✓計画の円滑かつ確実な実行に必要な産官学の各主体の参画を得ていること。 ✓各事業における産官学の各主体の役割分担が明確であること。 ✓首長がリーダーシップを発揮し、産学の各主体との緊密な連携体制を構築していること。 ✓事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画に適切に関与していること。 ✓推進会議に参画する大学が産業振興、専門人材育成及び大学組織改革を効果的かつ効率的に行う基盤を有していること。
⑧	大学組織改革の実現可能性及び実効性	S	A	B	C	D	✓国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラと光る地方大学づくり」が期待できること。
⑨	事業経費の効率的な運用	-	A	B	C	D	✓計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること(再掲)。 ✓事業内容に応じ、共用可能な研究施設又は設備等が活用されていること。
⑩	実施スケジュールの妥当性	-	A	B	C	D	✓計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。

2. 申請要件		評価	要件
①	【計画区域】 計画の区域が、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）で定める特定地域（東京23区）の外に定められていること。	○・×	申請内容が要件を満たしているかどうか。  「○」：要件を満たしている。 「×」：要件を満たしていない。
②	【推進会議に参画する大学】 推進会議に参画する大学について、以下の要件が満たされていること。 ・学生募集停止中でないこと。 ・本交付金の申請の前年度のいずれかの時点において、収容定員充足率が85%以上であること。（大学（短期大学を除く）においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学については、学校全体の収容定員充足率とする） ・「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本交付金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと。 ・設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと。 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと。 ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしている大学であって、第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと。		
③	【必須KPIの設定】 KPIとして、以下の項目が含まれていること。 ・計画に関連する産業の生産額等の増加額 ・計画に関連する産業の雇用者数の増加数 ・計画における専門人材育成プログラム受講生の地元就職又は起業数 ・計画に関連する大学組織改革（※）の実現 ※大学の統合再編、学部・学科・研究科・専攻・研究所等の再編、国際共同学位プログラムの創設等		
④	【効果検証手法などのPDCAの整備】 設定されたKPIの検証と事業の見直しのための仕組み(PDCA)が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。		
⑤	【議会への説明等】 議会において、計画の内容（資金計画含む）の審議等を行っている（行う予定である）こと。		
⑥	【実施計画への記載や様式の添付等】 上記①～⑤の他、実施計画や、実施計画に添付する様式等に不備が無いこと。		

3. 総合評価及び採択区分			
総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」、「D」の5段階で判定する。		総合評価の目安は以下のとおりである。 ※1 あくまでも目安であり、申請内容を総合的に評価した上で、上位又は下位の総合評価とする場合がある。 ※2 申請要件の項目が1つでも「×」であるものは「C」又は「D」評価とする（「S」、「A」、「B」の総合評価を得るには全て「○」であることが必須）。 ※3 採択に当たって、「S」、「A」の総合評価を得た申請内容についても、条件を付す場合がある。 ※4 本欄においては、表記の明確化のため、総合評価の区分（「S」～「D」）は括弧付きで表記し、個別の評価基準の評価の区分（S～D）は括弧なしで表記することとする。	
「S」評価	全ての評価基準についてA評価以上であり、かつ、いずれか5項目以上の評価基準についてS評価である場合。	採択	
「A」評価	全ての評価基準についてB評価以上であり、かつ、いずれか5項目以上の評価基準についてA評価以上である場合。		
「B」評価	次のいずれかの場合。 ・全ての評価基準についてB評価以上であり、かつ、総合評価が「S」、「A」のいずれにも該当しない場合。 ・全ての評価基準についてC評価以上であり、かつ、いずれか5項目以上の評価基準についてA評価以上である場合。	条件付採択	
「C」評価	全ての評価基準についてC評価以上であり、かつ、総合評価が「S」、「A」、「B」のいずれにも該当しない場合。	不採択	
「D」評価	いずれかの評価基準についてD評価がある場合。		